

令和5年2月13日

保護者各位

愛光みのりこども園

### インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザが流行しています。インフルエンザに罹った場合、法令で学校等の出席停止期間が定められており、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」となっています。

以下のことについて、よく問い合わせがありますので、ご確認ください。

- ・乳幼児は「解熱後3日経過するまで」です。小学生よりも1日長いです。
- ・出席停止期間の終了は、「発症後5日を経過すること」と「解熱後3日を経過すること」の両方を満たすことが必要です。どちらか片方の条件を満たしただけでは登園できません。
- ・出席停止期間の数は、発熱などの発症した日が0日目です。熱が下がった日が解熱後0日目です。例えば、月曜日に解熱したのであれば、火曜日が解熱後1日目、水曜日が解熱後2日目、木曜日が解熱後3日目となり、金曜日が「解熱後3日経過した日」になります。
- ・下の表を参考にして下さい。

	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目	発症 9日目
1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	5日以内 登園不可	登園可 ○			
2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可 ○			
3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可 ○		
4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可 ○	
5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可 ○

- ・必ず医師の診断に従い、集団生活に適応できる状態に回復してから登園します。登園する場合には登園届を提出して下さい。